

内閣府告示第二百二十八号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三條第一項及び第五條の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一條 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)以下(令)という。)第三條第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)以下(法)という。)第四條第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二條 法第四條第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外には仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。
- ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための貸金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用料金、器物の使用料金、借上費又は購入費、寒熱水費並びに仮

- 六百二十八万五千円以内とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設け、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉施設(老人住宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のおもに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設け得ること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一分)第八十五條第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、実費、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とする。

(仮食料その他の食品の給与及び飲料水の供給)

第三條 法第四條第二項第二号の仮食料その他の食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定め

る場所等の設置費(法第四條第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、一人一日当たり二百三十円以内とする。

- 二 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額を超過する期間を定めることができる。
- ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- ハ 法第四條第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二條第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの實力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他の適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、災害救助の趣旨を踏まえ、実態主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、

るところにより行うこととする。

一 仮食料その他の食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 仮食料その他の食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千八百八十円以内とする。
- ニ 仮食料その他の食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

二 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

(寝具、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四條 法第四條第一項第三号の寝具、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたまり等により一時居住不能となることのできない状態となつたものをさし、以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な寝具、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をも

- 一 住家の全壊、全壊、壊失、半壊、半壊又は床上浸水による壊失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものであること。
 - 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具
 - ハ 通学用品
 - 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。
 - イ 教科書代
 - (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第二項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - ロ 文房具費及び通学用品費
 - (3)(イ) 小学校児童 一人当たり 四千七百円
 - 中学校生徒 一人当たり 五千円
 - 高等学校等生徒 一人当たり 五千五百円
 - 四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。
- (厚生)

- 第十条 法第四条第一項第九号の課税は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
 - 一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものであり、かつ、又はは罹材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺(附葬品を含む)
 - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む)
 - ハ 骨つば及び骨箱
 - 二 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万三千八百円以内、小人十七万九千八百円以内とすること。
 - 四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。
- (死体の埋葬及び処理)
- 第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の埋葬及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
 - 一 死体の埋葬
 - イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死んでいると推定される者に対して行うものであること。
 - ロ 死体の埋葬のため支出できる費用は、舟艇その他埋葬のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
 - ハ 死体の埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。
 - 二 死体の処理
 - イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。
 - ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処理

- (3)(2) 死体の一時保存
 - ハ 検査は、原則として救護所において行うこと。
 - 二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
 - (1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費に通常の実費とし、既存の建物を借用できない場合は一体当たり五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
 - (3) 救護所において検査をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。
 - ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。
- (災害によつて住居又はその周辺に漏れた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)
- 第十二条 法第四条第二項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によつて住居又はその周辺に漏れた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
- 一 居室、炊事場等生活に不可欠な箇所又は玄関に障害物が置りこまれていたため一時に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
 - 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、運送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一箇所当たりの平均が十三万八千三百円以内とすること。

- 三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。
- (救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)
- 第十三条 法第四条第二項各号及び第三項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支拂うことができる。
- 一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる額は、次に掲げる場合とする。
 - イ 罹災者(法第四条第二項の救助にあつては罹災者)の避難に係る支費
 - ロ 医療及び助産
 - ハ 被災者の救出
 - ニ 飲料水の供給
 - ホ 死体の調査
 - ヘ 死体の処理
 - ト 救済用物資の整理配合
 - 二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
 - 三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇上を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。
- 第二章 実費弁償
- (実費弁償)
- 第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者(以下、当該各号に定めるところにより行うこととする。)
- 一 令第四条第一号から第四号までに規定する者
 - イ 日当
 - 法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第三条に規定する都道府県知事等をいう。)の職務する都道府県等(法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を差控して定めること。

ロ 時間外勤務手当
職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費
職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四十条第五号から第十号までに規定する者
業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第二項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

- イ 時間外勤務手当
- ロ 賃金職員等雇上費
- ハ 旅費
- ニ 雑用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- ホ 使用料及び賃借料
- ヘ 通信運搬費
- ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百四十三条に定める会計年度所屬区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担

額対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に際し、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

- イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十
- ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

- ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八
- ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七
- ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六
- ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五
- ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のために支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第三項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

前文〔抄〕（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第十九号）
平成二十六年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号）
平成二十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第四百十二号）
平成二十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号）
平成二十九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十一号）
平成三十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号）

前文〔抄〕（令和元年九月三十日内閣府告示第八十九号）
令和元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前文〔抄〕（令和二年五月二十日内閣府告示第七十一号）
令和二年五月二十日から適用する。

前文〔抄〕（令和二年六月十八日内閣府告示第七十六号）
公布の日から施行する。

前文〔抄〕（令和四年三月二十一日内閣府告示第三十七号）
令和四年四月一日から適用する。